

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

改正前

改正後

別表第1（第3条関係）

	名称	区域
1	日の出地区再開発地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
2	船越地区北矢部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
3	草薙駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
4	南幹線地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南幹線地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
5	飯田・庵原地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田・庵原地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
6	由比駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された由比駅周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
7	蒲原中部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原中部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
8	蒲原西部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原西部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第1（第3条関係）

	名称	区域
1	日の出地区再開発地区整備計画区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により告示された日の出地区再開発地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
2	船越地区北矢部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された船越地区北矢部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
3	草薙駅前地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅前地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
4	南幹線地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南幹線地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
5	飯田・庵原地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された飯田・庵原地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
6	由比駅周辺地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された由比駅周辺地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
7	蒲原中部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原中部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
8	蒲原西部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された蒲原西部地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

9	大岩一丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大岩一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
10	清水三保羽衣地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された清水三保羽衣地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
11	駿河台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された駿河台地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
12	西千代田町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西千代田町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
13	松富上組地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された松富上組地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
14	柳町若松町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された柳町若松町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
15	草薙駅北地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅北地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
16	呉服町1-6地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された呉服町1-6地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
17	羽鳥大門町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された羽鳥大門町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

9	大岩一丁目地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された大岩一丁目地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
10	清水三保羽衣地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された清水三保羽衣地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
11	駿河台地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された駿河台地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
12	西千代田町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された西千代田町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
13	松富上組地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された松富上組地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
14	柳町若松町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された柳町若松町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
15	草薙駅北地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された草薙駅北地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
16	呉服町1-6地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された呉服町1-6地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
17	羽鳥大門町地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された羽鳥大門町地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
18	中島地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中島地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2 (第4条—第11条関係)

1 から 16 まで省略

17 羽鳥大門町地区整備計画区域

建築物の用途の制限	長屋又は共同住宅で、床面積（床、壁又は戸で1の住戸として区画された部分の床面積をいう。）が30平方メートル未満の住戸を有するものは、建築してはならない。
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、12メートル以下としなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

附 則

この条例は、平成26年11月1日から施行する。

別表第2 (第4条—第11条関係)

1 から 16 まで省略

17 羽鳥大門町地区整備計画区域

建築物の用途の制限	長屋又は共同住宅で、床面積（床、壁又は戸で1の住戸として区画された部分の床面積をいう。）が30平方メートル未満の住戸を有するものは、建築してはならない。
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、12メートル以下としなければならない。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内である場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

18 中島地区整備計画区域

建築物の敷地面積の最低限度	建築物の敷地面積は、165平方メートル以上としなければならない。
建築物の壁面等の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、道路境界線までの距離が1メートル以上、隣地境界線までの距離が0.5メートル以上となる位置としなければならない。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、この限りでない。 (1) 物置その他これに類する建築物で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以内であるもの (2) 壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物 (3) ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さが5メートル以下であるもの (4) 出窓の部分

附 則

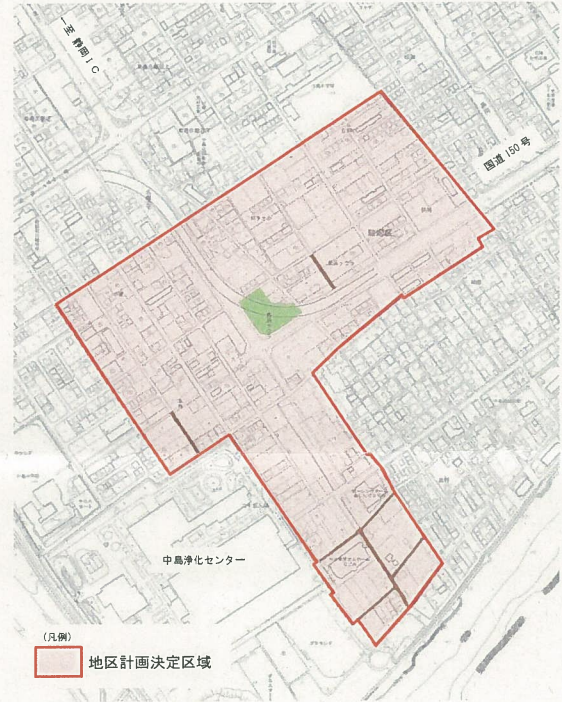
この条例は、公布の日から施行する。

静岡市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 <中島地区>



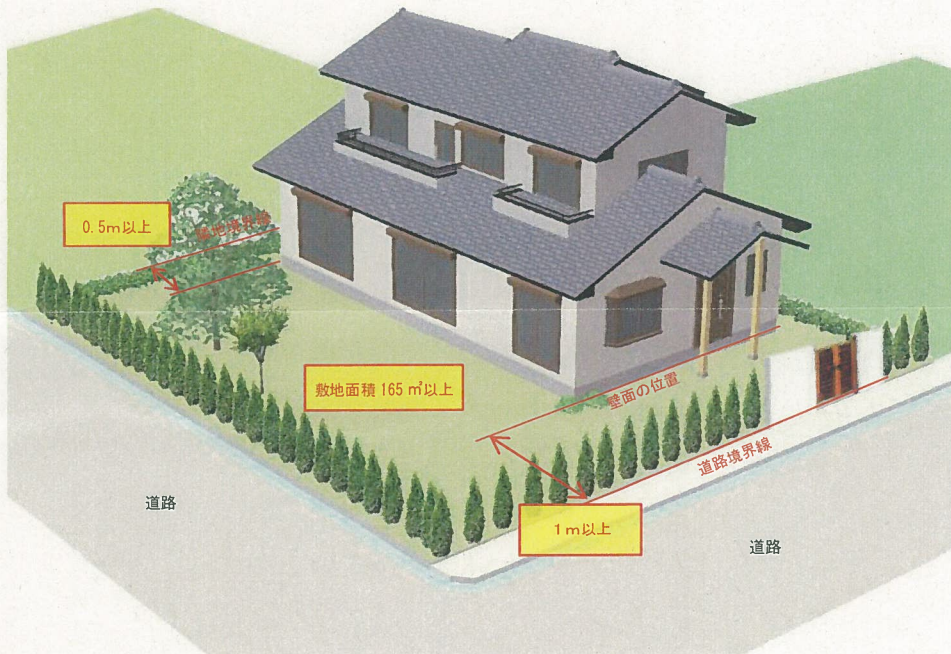
(凡例)  
地区計画決定区域

案内図



(凡例)  
地区計画決定区域

区域図



制限の内容